

十一
十六
十五
十四
十三
十二
十一

の後
払
償
償
途
込
還
換
場
期
い
金
所
日
額
限
第二期以
利子

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

(一) 次式によることとし、その買取金額は、
本年十二月十五日以後において、
毎年六月十五日及び十二月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属す
平成二十八年十二月十五日
までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 × $\frac{79.685}{100} + \text{第二期利子}$
に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)
の場合
額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - 利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

(二) 平成二十九年十二月十五日前
から平成三十年六月十五日以後
までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 × $\frac{79.685}{100} + \text{第二期利子}$
に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)
の場合
額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - 利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

払元利金所支

(二) 平成二十九年十一月十五日
 前面金額 + 経過利息に相当する額
 までの間の場合に相当する額

$$\text{前面金額} - (\text{初期利子} \times \frac{79.685}{100}) + \text{経過利息}$$

平成二十九年六月十五日前
 の場合に相当する額

$$\text{前面金額} + \text{経過利息に相当する額} - \text{経過利息} \times \frac{79.685}{100}$$